平成２３年（フ）第５６３６号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目２番８―808号
債務者　梅田　政良
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９６号
釧路市昭和南５丁目21番６号
債務者　森　　裕子（旧姓今泉）
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５５０号
栃木県宇都宮市北一の沢町11番１号
債務者　岡本二三雄
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５５号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林386番地２　プレシーン野木ハイライズ413号、前住所栃木県下都賀郡野木町大字南赤塚2291番地５
債務者　佐藤　直久
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６５号
栃木県宇都宮市元今泉１丁目９番６号
債務者　坂本　和子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７９号
栃木県宇都宮市南大通り１丁目４番18号　リーベうつぎⅡ102号室、前住所茨城県古河市本町４丁目12番26―702号　ファミリエール古河
債務者　堀本　恭子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第５０３号
川崎市宮前区野川3238番地　マノワール野川台204
債務者　岩本　憲治
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続開始決定の取消決定確定

平成２３年（フ）第８９０６号
東京都府中市多磨町２丁目18―５
破産者　中村　正行
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定確定日　平成23年７月27日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２２年（フ）第３１号
宮崎県日南市大字平野2781番地１
破産者　日拓工業株式会社
1　決定年月日　平成23年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１５１３号
さいたま市北区本郷町1315番地５
破産者　北村　秀裕
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
千葉県東金市道庭642番地
破産者　野口　昭彦
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第６７２１号
大阪市中央区高津１丁目３番８―802号、前住所大阪府門真市大橋町28番15―203号
破産者　西村　俊則
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９６６号
大阪府池田市井口堂１丁目12番23号シャルマンコーポ石橋204号室、開始決定時の住所大阪府吹田市千里山松が丘13番３号
破産者　藤本　博造
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９３９号
兵庫県西宮市相生町12番32号
破産者　信田　和雄
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２１０号
大阪府交野市藤が尾２丁目８番８棟301号
破産者　藤吉商店こと　中村　輝之
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０２６号
大阪市東淀川区豊新１丁目18番８号　クレスト豊新102号
破産者　堀川　久雄
1　決定年月日　平成23年８月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部